12440P-00

2021 年度版

合格へのはじめの一歩シリーズ

みんなが欲しかった！

8年連続 売上No.1※ 入門書

行政書士

TAC行政書士講座／滝澤ななみ 編集協力

合格へのはじめの一歩

フルカラー



▶書籍購入者特典◀
全編無料 講義動画
重要ポイントをわかりやすく解説！
……詳細は裏面へ

これで合・格が見える！

本気でやさしい入門書

イラスト満載の楽しい
オリエンテーション

学習内容がざっくりしっかりわかる
入門講義

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

本書における法令基準日および法改正情報

本書は、令和８年10月１日現在の施行法令および令和８年10月１日現在において令和９年４月１日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和９年４月１日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの「法改正情報」コーナーに、法改正情報を適宜掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト・TAC出版オンラインストア
https://bookstore.tac-school.co.jp/

令和８年民法改正について

成年後見及び遺言の制度の見直しに関して、令和８年６月24日に公布された「民法等の一部を改正する法律」（令和８年法律第45号）のうち、「押印の任意化等」については、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

本書における法令基準日（令和８年10月１日）段階では施行日が確定しておりませんが、改正について本書に反映しております。

ただし、令和９年度行政書士試験の範囲外となった場合は、その旨を上記ホームページの「法改正情報」コーナーにてご案内するとともに、令和９年度行政書士試験対応の法改正情報を掲載いたします。

はしがき

行政書士は、「**街の法律家**」として、非常に人気の高い国家資格です。2006年（平成18年）の試験制度の改革によって、従来に比べて、より法律専門職として色合いの濃い試験内容になりました。

この行政書士になるためには、まず試験に合格しなければなりません。行政書士試験は、出題の中心となる**法令科目**の５科目に加えて、**基礎知識科目**として一般知識、業務関連法令、情報通信・個人情報保護、そして文章理解からも出題があり、**出題範囲の広い国家試験**といえます。そこで、効率的・戦略的に学習を進めていくために必要となるのは、**合格後のイメージを持つこと**と、試験内容や各科目の**全体像を把握すること**です。

そのための第一歩となるのが本書です。本書は、タイトルに「合格へのはじめの一歩」とあるように、はじめて行政書士試験の学習に取り組もうとされる方に向けた１冊です。

「**オリエンテーション編**」で資格や試験の概要、学習方法などを紹介することにより合格への道筋と合格後のイメージを持てるようにするとともに、「**入門講義編**」で各科目の全体像から基本的事項を学習できるように構成しています。フルカラーでイラストや板書を豊富に収録しているので、わかりやすく、スムーズに学習を進めることができるでしょう。

必ずや、本書が合格への第一歩を踏み出す皆さんの道標になることと確信していますので、頑張っていきましょう。

2026年10月

TAC行政書士講座

CONTENTS

オリエンテーション編

合格へのはじめの一歩 スタートアップ講座

1　行政書士になるまで …… (8)
2　行政書士とはどんな資格？ …… (10)
3　行政書士の試験ってどんな試験？ …… (17)
4　学習プランの紹介 …… (24)
5　科目ごとの特徴をざっくり知ろう …… (27)

入門講義編

第1編　憲　法

テーマ 0　憲法とは？ …… 2

CHAPTER 1　総論

テーマ 1　憲法の意味 …… 4
テーマ 2　憲法の基本原理 …… 7
過去問チェック！ …… 9

CHAPTER 2　人権

テーマ 1　人権享有主体 …… 10
テーマ 2　人権の限界 …… 12
テーマ 3　幸福追求権 …… 14
テーマ 4　法の下の平等 …… 16
テーマ 5　自由権 …… 18
テーマ 6　受益権 …… 28
テーマ 7　参政権 …… 30
テーマ 8　社会権 …… 31
過去問チェック！ …… 33

CHAPTER 3　統治

テーマ 1　国会 …… 35
テーマ 2　内閣 …… 40
テーマ 3　裁判所 …… 43
テーマ 4　天皇 …… 47
テーマ 5　財政 …… 48
過去問チェック！ …… 49

第2編　民　法

テーマ 0　民法とは？ …… 52

CHAPTER 1　総則

テーマ 1　能力 …… 59
テーマ 2　意思表示 …… 64
テーマ 3　代理 …… 70
テーマ 4　時効 …… 76
過去問チェック！ …… 82

CHAPTER 2　物権

テーマ 1　物権と物権的請求権 …… 84
テーマ 2　不動産物権変動と登記 …… 86
テーマ 3　占有権 …… 90
テーマ 4　即時取得 …… 92
テーマ 5　所有権 …… 94
テーマ 6　用益物権 …… 96
テーマ 7　担保物権 …… 98
過去問チェック！ …… 105

CHAPTER 3　債権

テーマ 1　債権債務関係 …… 107
テーマ 2　債務不履行 …… 109
テーマ 3　債権の保全 …… 111
テーマ 4　債権譲渡 …… 116
テーマ 5　債権の消滅 …… 118
テーマ 6　多数当事者の債権債務関係 …… 123
テーマ 7　契約総論 …… 129
テーマ 8　契約各論 …… 133
テーマ 9　契約以外の債権発生原因 …… 138
過去問チェック！ …… 142

CHAPTER 4　親族・相続

テーマ 1　親族 …… 144
テーマ 2　相続 …… 148
過去問チェック！ …… 154

第3編　行政法

テーマ 0　行政法とは？ …… 156

CHAPTER 1　行政法の一般的な法理論

テーマ 1　行政法の基本原則 …… 160
テーマ 2　行政組織 …… 166
テーマ 3　行政行為 …… 170
テーマ 4　行政行為以外の行政作用 …… 181
テーマ 5　行政強制・行政罰 …… 186
テーマ 6　情報公開法 …… 191
過去問チェック！ …… 194

CHAPTER 2　行政手続法
テーマ 1　総則……196
テーマ 2　処分……200
テーマ 3　行政指導、届出、命令等制定……207
過去問チェック！……210
CHAPTER 3　行政不服審査法
テーマ 1　総則……212
テーマ 2　審査請求……215
テーマ 3　審査請求以外の不服申立て……222
テーマ 4　教示……224
過去問チェック！……226
CHAPTER 4　行政事件訴訟法
テーマ 1　行政事件訴訟の類型……227
テーマ 2　取消訴訟……229
テーマ 3　取消訴訟以外の訴訟……242
テーマ 4　教示……246
過去問チェック！……248
CHAPTER 5　国家賠償・損失補償
テーマ 1　国家賠償法……249
テーマ 2　損失補償……253
過去問チェック！……254
CHAPTER 6　地方自治法
テーマ 1　地方公共団体……255
テーマ 2　住民の権利……258
テーマ 3　地方公共団体の機関……261
テーマ 4　条例・規則……265
過去問チェック！……266

第4編　商　法
テーマ 0　商法・会社法とは？……268
CHAPTER 1　商法
テーマ 1　商法総則……273
テーマ 2　商行為……277
過去問チェック！……279
CHAPTER 2　会社法
テーマ 1　総論……280
テーマ 2　会社の設立……284
テーマ 3　株式……287
テーマ 4　会社の機関……291
過去問チェック！……297

第5編　基礎法学
テーマ 0　基礎法学とは？……300
CHAPTER 1　法学
テーマ 1　法律用語……301
テーマ 2　法の名称……305
過去問チェック！……307
CHAPTER 2　裁判制度
テーマ 1　裁判所……308
テーマ 2　裁判外紛争処理(ADR)……311
過去問チェック！……312

第6編　基礎知識
テーマ 0　基礎知識とは？……314
CHAPTER 1　一般知識
テーマ 1　国内の政治……317
テーマ 2　国際政治……324
テーマ 3　財政……329
テーマ 4　経済……336
テーマ 5　環境問題……342
テーマ 6　社会保障……346
テーマ 7　雇用・労働・消費者問題……350
過去問チェック！……353
CHAPTER 2　業務関連法令
テーマ 1　行政書士法……355
テーマ 2　戸籍法・住民基本台帳法……362
過去問チェック！……365
CHAPTER 3　情報通信・個人情報保護
テーマ 1　情報通信用語……367
テーマ 2　個人情報保護法……373
過去問チェック！……384
CHAPTER 4　文章理解
テーマ 1　文章理解……385

索　引……388

本書の効果的な学習法

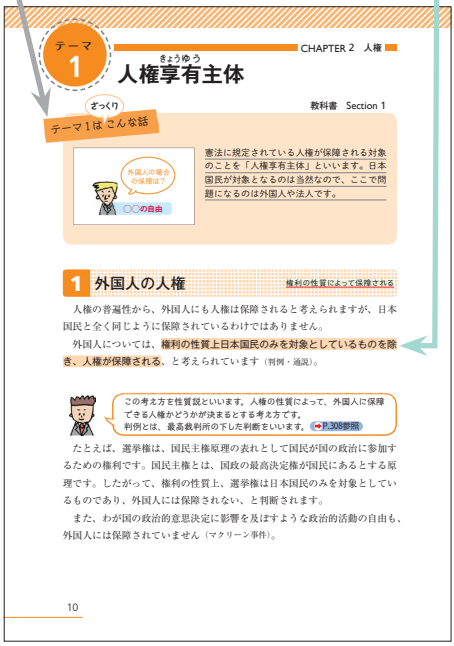
1　オリエンテーション編で試験、資格について知りましょう！

まずは**スタートアップ講座**からはじめましょう！　行政書士の仕事内容、試験の実施日程や試験問題の形式、さらに合格までにどのような勉強をしていくのかが、イラストとともにわかりやすく掲載されています。

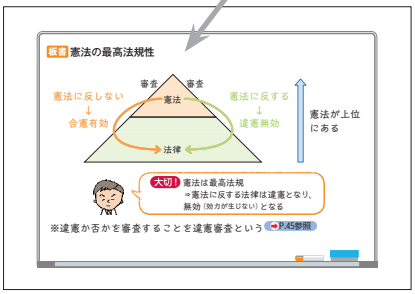
2　入門講義編で行政書士試験の学習内容の概要を学びましょう！

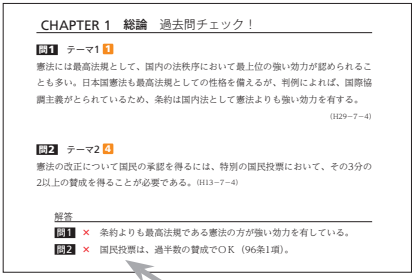
次に、行政書士試験で学ぶ全科目の**入門講義**に進みます。主要なテーマで、かつ、知識理解のための土台となるものを、わかりやすくまとめています。図解も満載で、楽しく読み進めていくことができます。また、本文中の色の付いているところを追っていくことで、最重要の用語や定義などをおさえることができます。１つのCHAPTERを読み終えたら、知識確認として、**「過去問チェック！」**を解き、実際の試験問題も体感してみましょう。

●テーマ●はざっくりこんな話
まずは概要をイラストとともに確認してから学習をスタートします！



●板書
重要ポイントが一目瞭然です！





●過去問チェック！
入門講義を読めば解ける問題を厳選しています！

オリエンテーション編

合格へのはじめの一歩

スタートアップ講座



1　行政書士になるまで



行政書士は、国家資格です。
本試験に合格して、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会の登録を受ければ、「行政書士」として仕事ができるようになります。ここでは、そのフローを簡単にご紹介します。

スタート

まずは勉強を頑張ろう

7月下旬
～8月中･下旬
受験申込

申込を忘れずに！

11月
行政書士試験
受験



1月
行政書士試験
合格



欠格事由がある？

たとえば、
未成年者や、刑に
処せられその執行が
終わってから３年が経過
していない人などです。

① 弁護士、弁理士、公認会計士、税理士となる資格を有する者
② 国や地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間、特定独立行政法人や特定地方独立行政法人の役員または職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が、通算して一定期間になる者

ない

日本行政書士会連合会に名簿登録・
都道府県行政書士会に入会

行政書士登録



【参考】行政書士の登録費用
（東京都行政書士会の場合。2026（令和8）年9月末日現在）

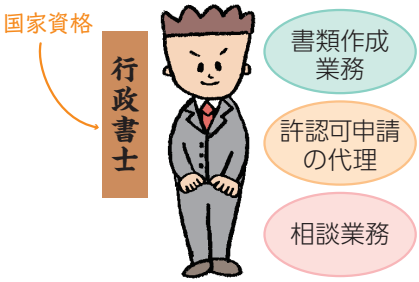
登　録	登録免許税　30,000円	←収入印紙
	登録手数料　25,000円	←事前に銀行振込
行政書士会入会	入会金200,000円	←事前に銀行振込
	行政書士会会費3か月分18,000円 行政書士政治連盟会費3か月分3,000円	←現金を窓口へ持参

2　行政書士とはどんな資格？

「行政書士」ってどんな資格なんだろう？
資格をとるとどんなメリットがあるの？
…こんな数々のギモン点にお答えします。



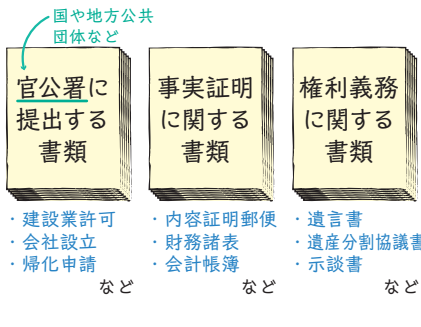
行政書士＝国民にもっとも身近な「街の法律家」



行政書士は、1951年（昭和26年）に成立した「行政書士法」により誕生した「国家資格」です。

行政書士の仕事は、大きく分けて、「書類作成業務」「許認可申請の代理」「相談業務」の３つに分類されます。これらは、行政書士法１条の３と１条の４に記載された法定業務です。

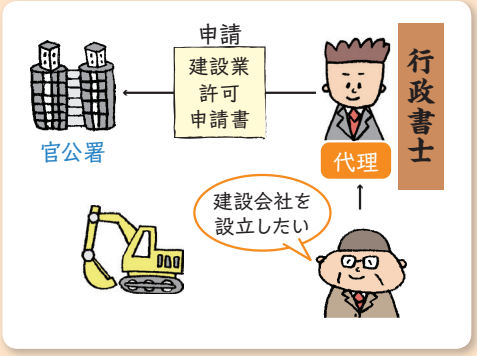
書類作成業務とは？



行政書士は書類の作成代理人として、法的な問題が起こらないように、事前予防の観点から契約書等の作成をしていきます。

作成できる書類は、大きく３つに分類できます。

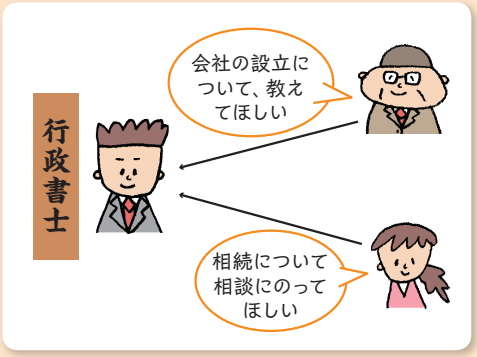
許認可申請の代理とは？



そして、行政書士は作成した書類を、依頼主に代理して、官公署に提出することが認められています。

そのため、国民（依頼主）と官公署を結ぶパイプ役として、交渉（折衝）能力が求められます。

相談業務とは？



また、顧客から依頼された書類作成について、相談に応じることが業務として認められています。

相続手続に関する相談といった個人レベルの内容から、企業の経営・法務相談といったコンサルティング業務まで、内容はさまざまです。



最近では、書類作成に伴う相談業務を通じて、顧客が抱える問題にアドバイスしたり、新規ビジネスの提案をしたりなど、コンサルティング業をメインとする人も多くなっています。

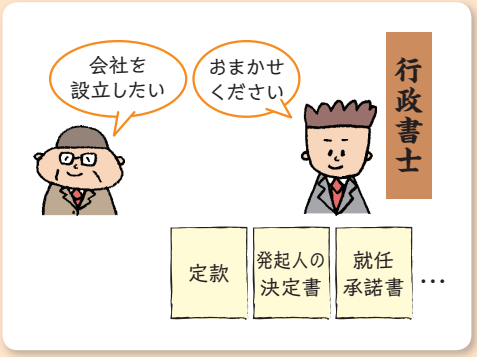
現在では、書類を作成しなくても、依頼者に相談料を請求することができます。

行政書士の業務種類（範囲）は？



行政書士の業務種類（範囲）は、一説には7,000〜10,000種類といわれています。

ただ、業務の需要と供給のバランスから、主に行われている業務はわりと固定化されています。
主な具体的な業務をいくつか見てみましょう。



行政書士の業務① 会社設立

会社設立のためには、定款の作成のほか、さまざまな書類の作成・申請が必要になります。行政書士は、この準備段階から相談を受けて、一連の作業にかかわることができます。



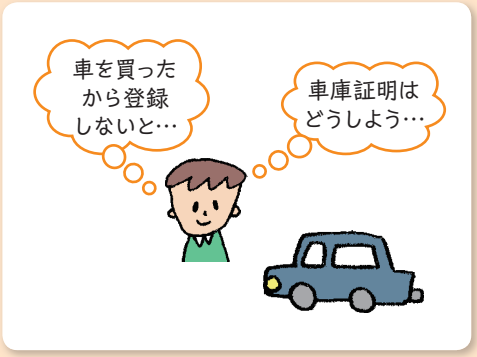
行政書士の業務② 許認可申請

建設業、運輸業、旅館や飲食店などの開業・変更に必要な許認可申請書類の作成、手続の代理などを行えます。
もちろん、これらの開業に伴う相談も受けることができます。



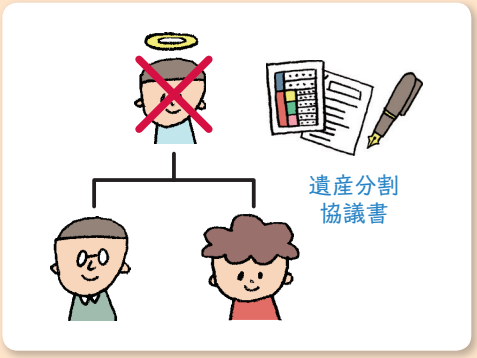
行政書士の業務③　国際関連

日本国籍の取得を希望する人の帰化申請について、申請に必要な書類一式の作成などを行うことができます。
また、出入国管理についての一定の研修を受けた「申請取次行政書士」は、申請人本人に代わって、出入国在留管理庁へ申請書などの提出を行うことができます。



行政書士の業務④　運輸関連

自動車の新規登録や移転登録、車庫証明などの運輸に関するさまざまな手続・許可申請などを行うことができます。
ディーラー（販売店）からだけでなく、個人からの依頼も多い分野です。



行政書士の業務⑤　遺言・相続

「権利義務に関する書類」の一環として、遺言書や遺産分割協議書を作成することができます。
また、その際に、作成する書類に問題がないかについて法的なアドバイスをすることもできます。



成年後見

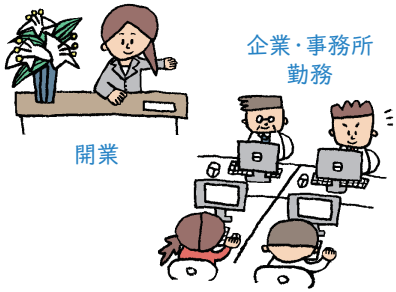


著作権

行政書士の業務⑥　時代のニーズに応じた新たな分野

認知症など判断能力が十分でない人のサポートを行う成年後見制度、会社の知的財産権を保護するための著作権登録申請業務など、時代のニーズに応じた新たな分野についても、行政書士はかかわっていくことができます。

行政書士が活躍する場面



さて、ここまでは行政書士の業務について見てきましたが、今度は行政書士が活躍する場面について見てみましょう。

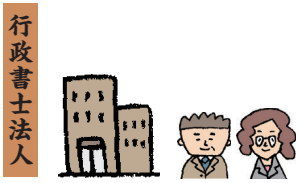
行政書士で活躍するには、「開業」と「企業・事務所等勤務」があります。

行政書士が活躍する場面①　登録すれば、すぐに開業可能



行政書士は、独立開業するにあたって「実務経験」や「実務修習」のようなものが必要でなく、合格・登録すればすぐに独立開業できるところが魅力です。

電話やパソコンなど最低限の設備があればすぐにでも開業できるので、わざわざ事務所を借りなくても、自宅ですぐに開業できます。



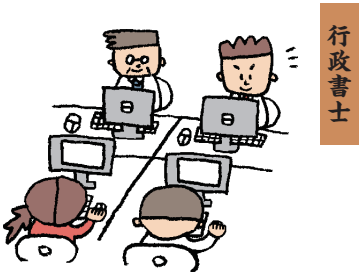
さらに、行政書士法人を設立して、複数の行政書士が、それぞれの得意・専門分野をもって業務遂行することにより、さまざまな分野に対応していくこともできます。

行政書士が活躍する場面②　企業や事務所で資格を活かす



行政書士試験では、憲法・民法・商法など法律の基礎となる科目が出題されますので、周りからは「法律の最低限の知識がある」との評価を受けることができます。

企業では、主に法務部などで活躍することができます。



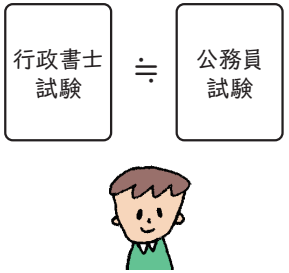
また、法律知識を必要とされる「パラリーガル」として法律事務所で勤務することや、行政書士事務所（行政書士法人）の補助者として勤務する人もいます。

さらなるステップアップ＝ダブルライセンスの取得

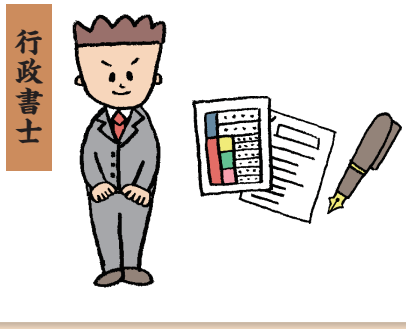


行政書士の試験ではさまざまな法律科目を学びます。また、業務の内容も多岐にわたります。そのため、試験科目の重なりや業務の関連性から、宅地建物取引士・司法書士・社会保険労務士など、いろいろな資格にチャレンジしやすく、かつ、発展を見込めるのも行政書士の魅力の1つです。

公務員を目指す大学生にも魅力的



公務員試験と行政書士試験は試験科目が類似しているので、行政書士の試験勉強は、そのまま公務員試験対策にもなります。
また、公務員になった後も行政事務のスペシャリストとして活躍できます。

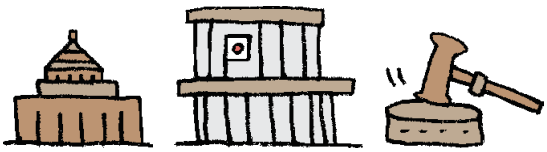


行政書士は、チャンスがたくさんあり、挑戦しがいのある素晴らしい資格です。
みなさんも将来の目標を実現するために、これから頑張って勉強していきましょう！

入門講義編

第1編 憲　法

CHAPTER 1　総論
CHAPTER 2　人権
CHAPTER 3　統治



テーマ 0

憲法とは？

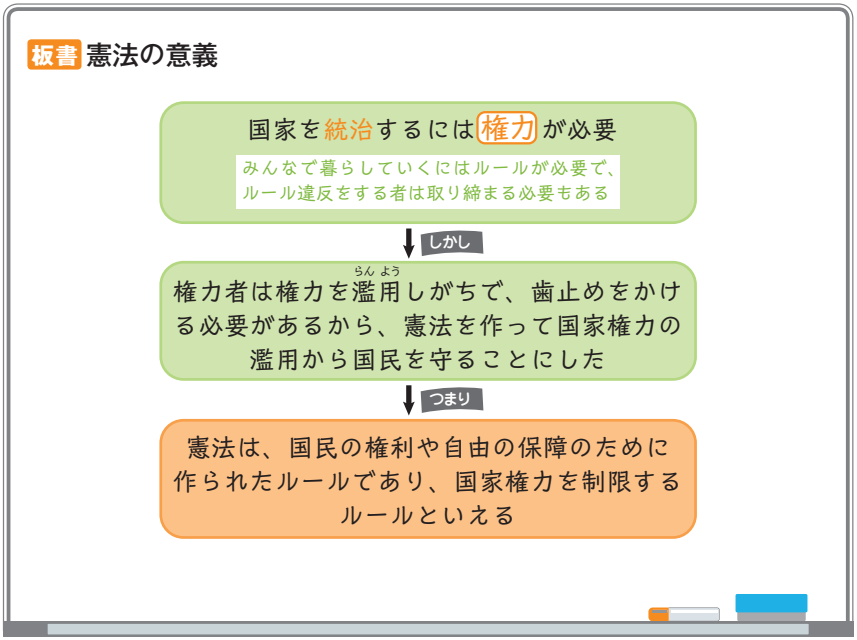
1 憲法の意義

憲法は国家権力を制限するルール

憲法は何のための法規範なのでしょうか？

憲法は、国民の権利や自由を守るために、国家権力を制限するために作られた法規範です。

したがって、民法や刑法などの法律と異なり、国民が守るように求められているのではなく、**国家権力が守るように求められているルール**なのです。



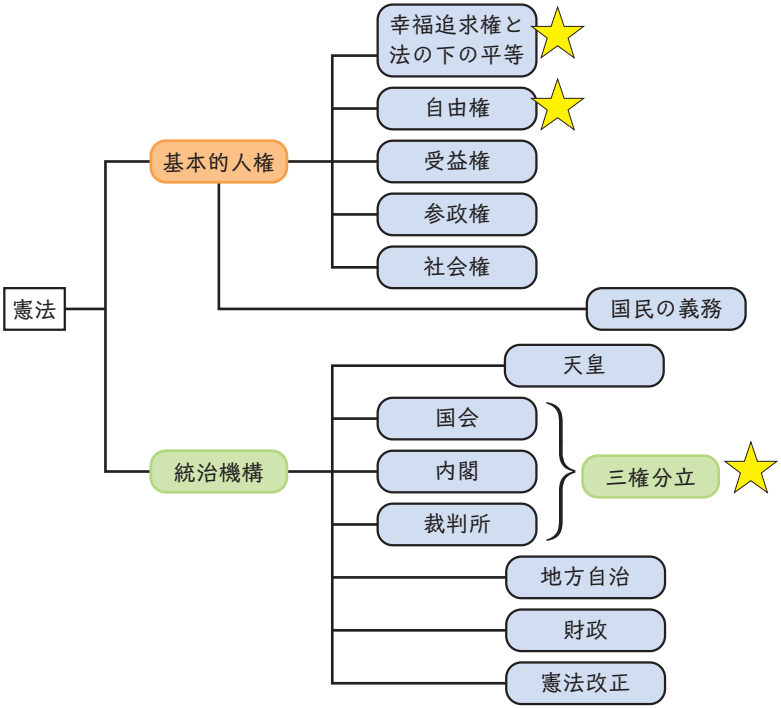
2 憲法の全体構造

人権と統治の２分野で構成

憲法は**基本的人権**と**統治機構**の２つの分野から構成されています。

憲法は国民の権利・自由を守ることを目的に作られたルールです。したがって、**基本的人権の保障が目的**であり、**統治機構の規定はそのための手段**として規定されていると考えられています。

板書 憲法の全体構造





大切！ 試験的に重要なのは、☆印を付けた部分です。☆印が付いた部分で出題内容の８割程度がカバーされています

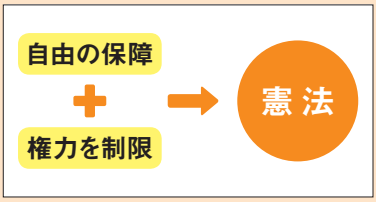
テーマ 1

憲法の意味

教科書　Section 1

ざっくり

テーマ1はこんな話

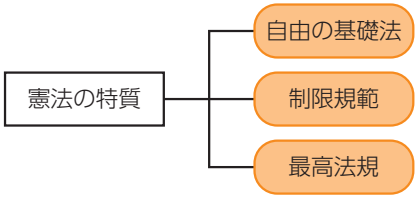


憲法の大きな特徴を押さえます。憲法規範の３つの特質と統治の大原則である権力分立制についてみていきましょう。

1 憲法規範の特質

憲法には3つの特質がある

憲法規範には、①**自由の基礎法**、②**制限規範**、③**最高法規**という３つの特質があります。



❶ 自由の基礎法

憲法が制定された目的は、国民の自由が国家権力によって不当に制限されることのないようにすることでした。

そこで、憲法は、国民の自由を保障する規定（人権規定）をおき、**国民の自由を基礎づける自由の基礎法**としての特質を備えています。

❷ 制限規範

憲法が自由の基礎法として国民の自由を守るためには、その権利・自由を侵害する可能性の高い存在である国家権力を制限していくことが必要になり

ます。

そこで、憲法は、国民の自由を国家権力から守るという意味で、**国家権力を制限する法（＝制限規範）**としての特質も備えています。

❸ 最高法規

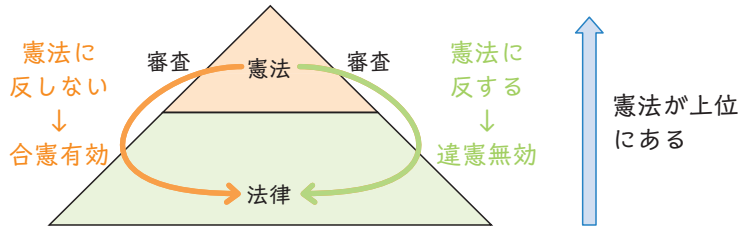
憲法が国民の自由を守るため国家権力を制限していく法であるとすると、すべての国家権力よりも上位にあって、すべての国家権力に歯止めをかけることが可能でなければなりません。

そのためには、憲法の効力が他の法規範に優越し、わが国の法体系のなかで最上位にあることが必要になります。このことを憲法の**最高法規**性といいます。その結果、**憲法に反する法規範は無効**となります。



憲法に反することを「違憲」といいます。

板書 憲法の最高法規性





大切！ 憲法は最高法規
⇒憲法に反する法律は違憲となり、無効（効力が生じない）となる

※違憲か否かを審査することを違憲審査という ➡P.45参照

2 三権分立（ぶんりつ）

立法権・行政権・司法権の三権分立

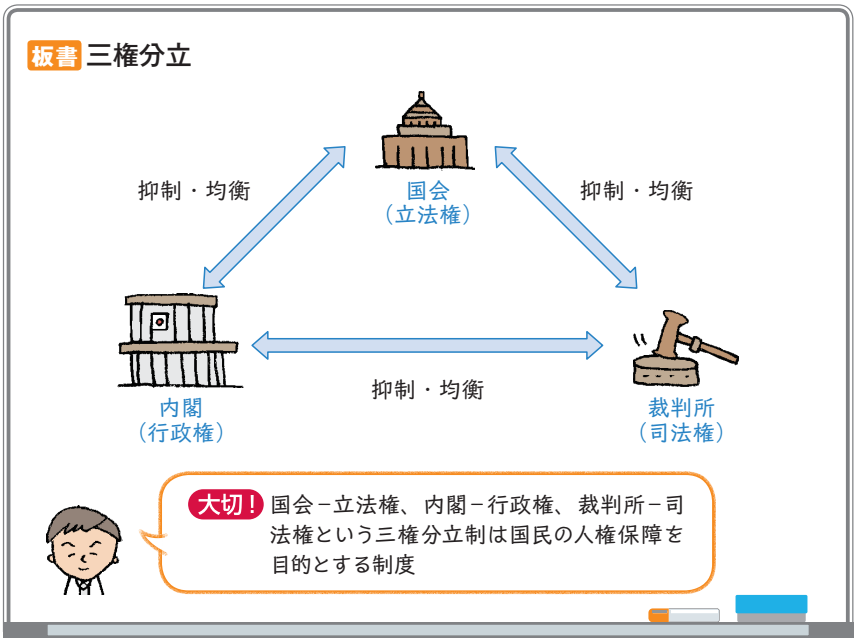
1 権力分立制

国家権力が１つの国家機関に集中すると、権力の濫用が生じ、国民の権利・自由が侵害されるおそれが生じます。

そこで、国家の作用を性質に応じて区別し、それを分離して異なる機関に担当させるようにします。それによって各機関が抑制し合い、**相互に均衡を保つことで国民の人権を保障しようとする仕組み**が権力分立制です。

2 三権分立

権力分立制の典型的なあり方が**立法権**・**行政権**・**司法権**の３つに分ける三権分立です。日本国憲法においては、**立法権を国会**に、**行政権を内閣**に、**司法権を裁判所**に担当させています。

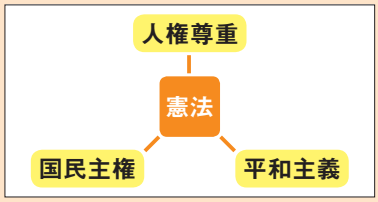


テーマ 2

憲法の基本原理

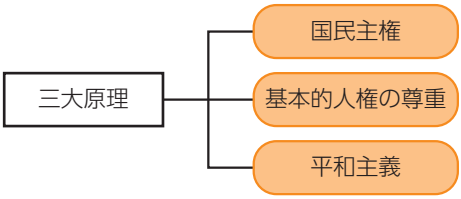
教科書 Section 2

ざっくり テーマ2はこんな話



日本国憲法の三大原理として、①国民主権、②基本的人権の尊重、③平和主義があります。ここではその概要と憲法改正についてみていきましょう。

【憲法の三大原理】



1 国民主権（しゅけん）

国民が国政の決定権者

国民主権とは、簡単にいえば、国民が政治の主人公であるということです。もう少し厳密な言い方をすれば、この場合の**主権**とは**国政の最高決定権**のことを指しています。

したがって、国政の最高決定権が国民にあること、つまり、**国民に国の政治のあり方を最終的に決定する力がある**ということです。



主権という言葉には複数の意味があります。
①国家の統治権、②国家権力の最高独立性、③国政の最高決定権の3つです。国民主権という場合、③の意味で使われています。

2 基本的人権の尊重

人権は人が当然に有する権利

基本的人権とは、人間であることにより当然に有する権利を指すとされています。

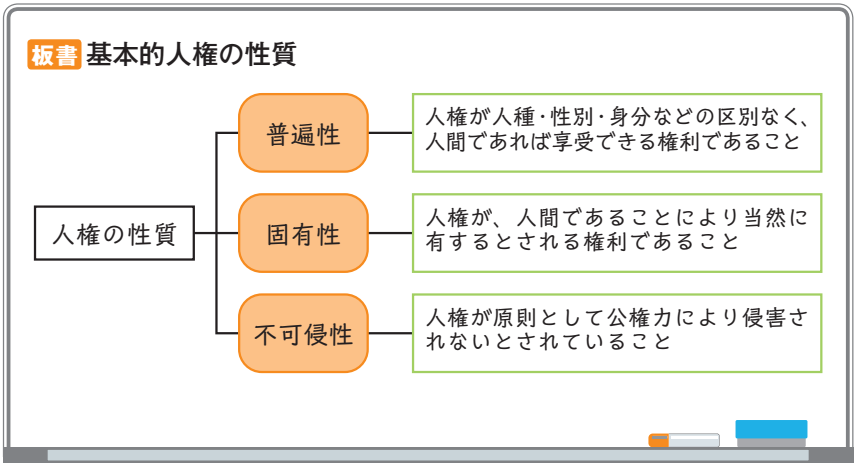
憲法は国民の自由を守るための法ですから、国民の権利・自由の保障を意味する基本的人権の尊重は、憲法がよって立つ大きな原理です。



ただし、基本的人権という表現は、人権の中で基本的なものを特に指すものではなく、人権が基本的な権利であることを明らかにするための表現にすぎません。「基本的人権」＝「人権」と考えておきましょう。

基本的人権には、①普遍性、②固有性、③不可侵性の３つの性質があるとされています。

板書 基本的人権の性質



3 平和主義

戦争放棄・戦力の不保持

日本国憲法では、徹底した平和主義の立場をとっており、戦争放棄・戦力不保持等を明文で宣言（９条）しています。

4 憲法改正

改正手続は厳格

日本国憲法は改正が可能ですが、その手続は非常に厳格（げんかく）なものとなっています。

このように**通常の法律制定手続よりも厳格な改正手続が定められている憲法**を**硬性（こうせい）憲法**といいます。

具体的には、①各議院の総議員の３分の２以上の賛成⇒②国会の発議⇒③国民投票で過半数の賛成⇒④天皇の公布という手続が必要です（96条）。

CHAPTER 1　総論　過去問チェック！

問1　テーマ1 1

憲法には最高法規として、国内の法秩序において最上位の強い効力が認められることも多い。日本国憲法も最高法規としての性格を備えるが、判例によれば、国際協調主義がとられているため、条約は国内法として憲法よりも強い効力を有する。

（H29－7－4）

問2　テーマ2 4

憲法の改正について国民の承認を得るには、特別の国民投票において、その3分の2以上の賛成を得ることが必要である。（H13－7－4）

解答

問1　×　条約よりも最高法規である憲法の方が強い効力を有している。

問2　×　国民投票は、過半数の賛成でＯＫ（96条１項）。

テーマ 1

人権享有主体（きょうゆう）

教科書　Section 1

テーマ1はこんな話

ざっくり



憲法に規定されている人権が保障される対象のことを「人権享有主体」といいます。日本国民が対象となるのは当然なので、ここで問題になるのは外国人や法人です。

1 外国人の人権

権利の性質によって保障される

人権の普遍性から、外国人にも人権は保障されると考えられますが、日本国民と全く同じように保障されているわけではありません。

外国人については、**権利の性質上日本国民のみを対象としているものを除き、人権が保障される**、と考えられています（判例・通説）。



この考え方を性質説といいます。人権の性質によって、外国人に保障できる人権かどうかが決まるとする考え方です。
判例とは、最高裁判所の下した判断をいいます。➡P.308参照

たとえば、選挙権は、国民主権原理の表れとして国民が国の政治に参加するための権利です。国民主権とは、国政の最高決定権が国民にあるとする原理です。したがって、権利の性質上、選挙権は日本国民のみを対象としているものであり、外国人には保障されない、と判断されます。

また、わが国の政治的意思決定に影響を及ぼすような政治的活動の自由も、外国人には保障されていません（マクリーン事件）。

2027年度版
みんなが欲しかった！行政書士　合格へのはじめの一歩

発行日　2026 年 11 月 8 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（行政書士講座）
発行者　齋藤智記
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区神田三崎町3-2-18

　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　　03-5276-9674
　　https://tacpub.jp

© TAC　2026

管理コード　　12440P-00

〈ご注意〉
本書は，「著作権法」によって，著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき，無断で複製（コピー），転載，改ざん，公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると，著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合，および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には，小社宛許諾を求めてください。